

議案第76号

松阪市飯南茶業伝承館条例の一部改正について

松阪市飯南茶業伝承館条例（平成17年松阪市条例第346号）の一部を次のように改正する。

令和3年5月21日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市飯南茶業伝承館条例の一部を改正する条例

松阪市飯南茶業伝承館条例（平成17年松阪市条例第346号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項を次のように改める。

指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 施設の管理運営団体（指定管理者）が施設の設置目的に沿った事業を行うとき 全額免除
- (3) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

別表中「1,100円以内」を「1,210円以内」に、「16,500円以内」を「12,410円以内」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第10条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金の減免及び利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金の減免及び利用料金についてはなお従前の例による。